

ハウスクリーニング経費公費負担制度

自宅が犯罪現場となった場合に、犯罪被害者等の居住環境を整え生活の安定を図るとともに、精神的・経済的負担を軽減するため、ハウスクリーニング経費を公費負担するものです。

対象事件

殺人事件等のうち、犯罪被害者等の居住する自宅が犯行現場となった事件。

公費負担の範囲

事件に係る自宅の清掃作業（血痕、吐しゃ物等の除去等）に必要な経費。

※ 対象事件に該当する場合でも、親族間犯罪や被害者にも原因がある場合、社会通念上不適切と認められる場合などは、対象経費を支出できないことがあります。